

10月

10月8日(火)13:30～	無料相談/事務局
10月11日(金)15:30～	サブセンター運営委員会/宅建会館
10月16日(水)13:30～	入会資格審査会/事務局
10月22日(火)13:30～	無料相談/事務局
10月23日(水)14:30～	財務委員会/事務局
10月28日(月)13:30～	令和6年度上半期監査/事務局

11月

11月5日(火)10:00～	令和6年度第3回理事会 /第一セントラルビル1号館
11月9日(土)13:30～	開業個別相談会/事務局
11月12日(火)13:30～	無料相談/事務局
11月26日(火)13:30～	無料相談/事務局



10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です

10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です。
土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。一定面積以上の土地を売買などの契約で取得した場合、国土利用計画法により知事への届出が必要です。

○届出対象

- (1)都市計画法による市街化区域では2,000㎡以上
- (2)(1)を除く都市計画区域では5,000㎡以上
- (3)都市計画区域以外の区域では10,000㎡以上

○届出期限

土地売買などの契約を結んだ日から、契約日を含めて2週間以内

○届出先

土地の所在する市町村役場
届出用紙は各市町村役場・県民局にあります。
また、岡山県のホームページからダウンロードできます。
届出をしなかった場合、法律により罰せられることがありますので、必ず届出を行ってください。

<問い合わせ先>

県庁 中山間・地域振興課
電話：086-226-7268

詳細はコチラ



【岡山県より】建築基準法等の法改正について

岡山県建築指導課より、建築基準法等の法改正についてお知らせがございました。
詳細はQRコードからご確認ください。



詳細はコチラ



【お切済み】

令和6年度宅地建物取引士法定講習のご案内

令和6年度第2回宅地建物取引士法定講習を開催いたします。お申込みされた方は、忘れずご受講をお願いします。

【座学方式】

日時：令和6年10月25日(金)
場所：第一セントラルビル1号館
(岡山市北区本町6-36)
※例年と開催場所が異なります

【eラーニング方式】

受講期間：
令和6年10月11日(金)～
令和6年10月25日(金)

次の開催は、令和7年2月26日(水)を予定しております。近くなりましたら、詳細をご案内させていただきます。

会員随時募集中！

ご入会は随時受け付けています！

入会資格審査会も、適宜開催しております！

≪詳細は事務局までお問い合わせください≫

(一社)岡山県不動産協会 事務局

〒700-0901

岡山市北区本町4-18(コア本町3F)

TEL (086)231-3208 / FAX (086)225-1904

Mail okaf@okayama-fk.jp